

売却区分番号	384-2		
見積価額	¥640,000	公売保証金	¥70,000
財産の表示	1 所在 恵庭市柏木町 地番 588番21 地目 原野 地積 283平方メートル <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	市街化調整区域 景観計画区域 重要土地等調査法による注視区域		
接道状況	南西側及び北西側は、用地幅8メートルで現状道路部分約5メートルの未舗装の建築基準法42条1項3号道路（既存道路）に等高に接面しています。		
地盤・地勢	間口約13メートル、奥行約19メートルの長方形の平坦な角地です。		
使用状況等	大型車のタイヤ及びホイールが残置されています。		
特記事項	1 地積等は公簿上によります。 2 境界は隣接地所有者と協議してください。 3 上水道は整備済み、下水道は処理区域外、都市ガスはありません。		
住居表示等	北海道恵庭市柏木町588		
最寄駅等	JR（北海道）千歳線 恵庭駅 北西方約4.0キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
一般的留意事項	公売は現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷などがあっても補修などを行わないことをいいます。）により行うものであるため、次の一般的留意事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産等の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 6 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 		

売却区分番号

384-2

札幌国税局
公売財産384-2



札幌国税局
公売財産384-2



※動産は公売財産に含まれません。

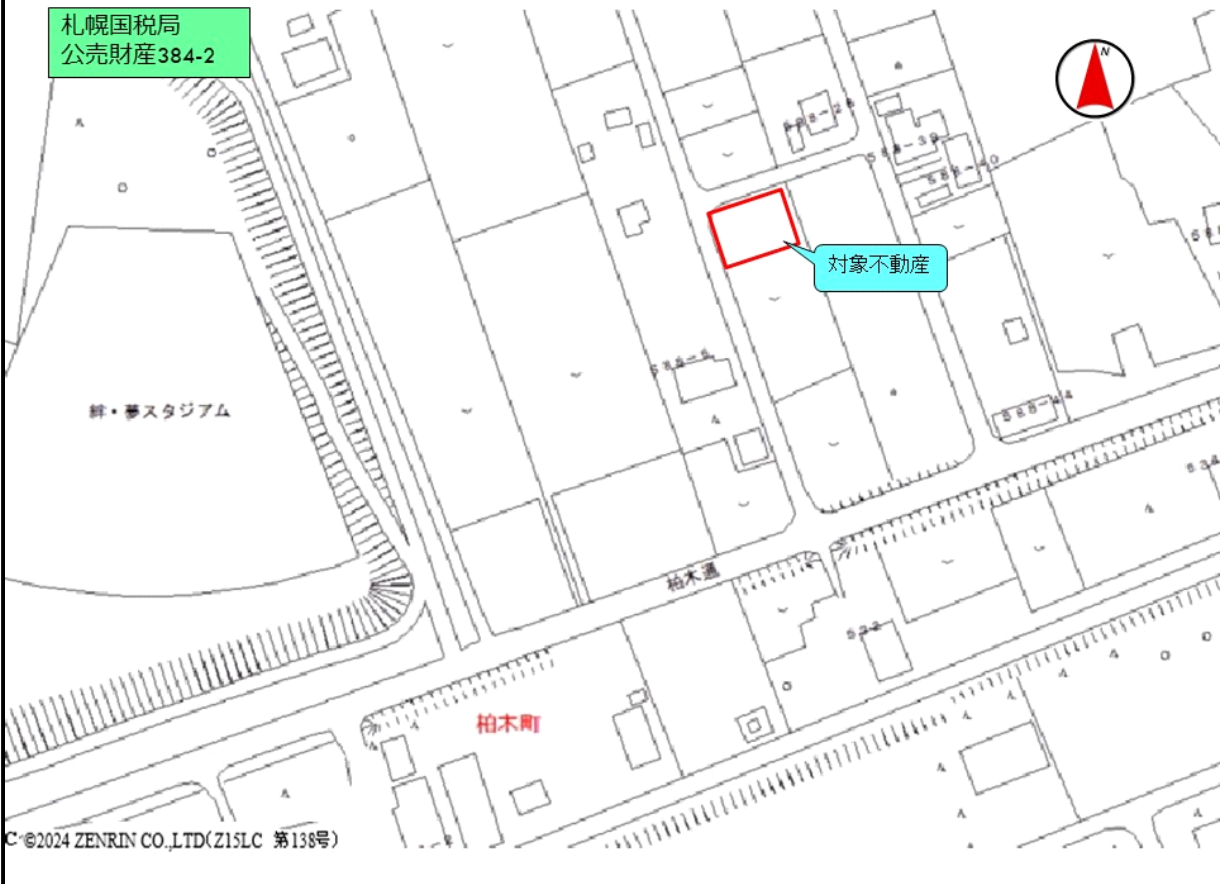
売却区分番号

384-2

札幌国税局
公売財産384-2



札幌国税局
公売財産384-2



売却区分番号

384-2

札幌国税局
公売財産384-2

